

# 指定訪問看護サービス

## 契約書

### <医療保険>

株式会社Guide People  
訪問看護ステーション 樂～らん～

# 訪問看護サービス契約書(医療保険用)

\_\_\_\_様(以下「利用者」といいます)と、指定訪問看護事業者である

訪問看護ステーション 〇〇〇〇(以下「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

## 第1条(契約の目的)

事業者は、健康保険等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し心身機能の維持回復(療養上の世話または診療の補助)をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条(契約期間)

契約期間は、契約締結の日から、利用者の終了意思表示をされるまでの期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

## 第3条(訪問看護計画)

1 事業者は、主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合、利用者に説明します。

2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

## 第4条(主治医との関係)

1 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

## 第5条(サービス提供の記録等)

1 事業者は、指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の状況を訪問看護記録を行います。

2 事業者は、「訪問看護・リハ記録書」等の記録をサービス終了日より、3年間はこれを適正に保存します。又、利用者本人から開示の求めがあった場合は、その開示理由が厚生労働省医政局医事課が発令した「診療情報の提供等に関する指針」第8条に照らし合わせて検討し、可と判断した場合は閲覧・謄写に応じ、実費負担により、写しを交付致します。

## 第6条(利用者負担金及びその滞納)

1 サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

2 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2カ月分以上滞納した場合は、事業者は14日以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

3 事業者は、前項に定める期間が満了した場合、この契約を文書により解除することができます。

## 第7条(利用者の解約権)

利用者は、事業者に対し1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

## 第8条(事業者の解除権)

1 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、この契約を解除することができます。

2 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

## 第9条(契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

1 第7条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時

2 第8条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時

3 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時

(1)利用者が長期にわたり医療施設に入院した場合

(2)利用者が死亡した場合

## 第10条(サービスの中止)

天災などの事業者の責に帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合、事業者は利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

## 第11条(損害賠償)

事業者は、サービスの提供に伴って利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

## 第12条(個人情報保護)

1 事業者は、サービスを提供する上に知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 あらかじめ文書により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

## 第13条(苦情対応)

1 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益を被る事はありません。

第14条(契約外条項等)

1 この契約及び後期高齢者医療制度等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、医療保険・後期高齢者医療制度等に基づくサービスを対象としたものになり、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

契約を証するため本書を2通作成し利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保管するものとします。

契約締結日 年 月 日

利用者 (契約者)	住所	〒 ※マンション・建物名も記載して下さい		
	ふりがな 氏名	印		
	生年月日		年齢	
	電話番号		メール	

緊急連絡 先	ふりがな 氏名	関係	電話番号: メール:
-----------	------------	----	---------------

代理人	住所	〒 ※マンション・建物名も記載して下さい		
	ふりがな 氏名	印		
	利用者との関係			
	電話番号		メール	

事業者	所在地	〒558-0004 大阪府大阪市住吉区長居東四丁目2番3号FRONT FIELD長居東2階C		
	事業者名	株式会社Guide People		
	代表者	森下 建一	印	

事業所	所在地	〒558-0004 大阪府大阪市住吉区長居東四丁目2番3号FRONT FIELD長居東2階C			
	事業所名	訪問看護ステーション燦〜らん〜			
	事業所番号	2762090633			
	管理者	森下 建一			
	電話番号	06-6654-3669	070-8363-6356	FAX	072-344-5397
	説明者	印			

